

# 安慧の四摄事釈

——『大乗莊嚴經論』安慧釈の和訳——

矢板秀臣

## 序

本稿は、『大乗莊嚴經論(Mahāyānasūtrālamkāra. 以下 MSA)』において説かれる四攝事(catuḥsamgrahavastu)に着目し、同経に説かれる四攝事に対する安慧(Sthiramati)の注釈書(Mahāyānasūtrālamkāravṛttibhāṣya. 以下 MSAV Bh)の和訳を提示するものである。四攝事とは、布施(dāna)、愛語(priyavāditā)、利行(arthacaryā)、同事(samānārthatā)の四である。

『大乗莊嚴經論』において四攝事が説かれるのは、六波羅蜜(布施、戒、忍辱、精進、静慮、智慧)が解説される MSA 第 16 章 Pāramitādhikāra(度攝品)においてである。その中、六波羅蜜が詳しく説かれた後に、四攝事が解説される。

では、六波羅蜜と四攝事との関係はどのようなものであるのか。これについて、長尾雅人博士は無性釈(MSAT)を基に、六波羅蜜は菩薩が自己の仏法を成熟させる自利行であるのに対して、四攝事は利他行を意味する、と明解に説かれている<sup>(1)</sup>。

その無性釈は次のようにある。

「波羅蜜(pāramitā)の章節の次に、[四]攝事(saṃgrahavastu)の章節がある。その[波羅蜜と四攝事との]関係は何か?。波羅蜜を行ずるのは、菩薩が仏法を成熟させるためであるから、自利[行](svārtha)であり、[他方、四]攝事は利他[行](parārtha)である。従って、[波羅蜜の章節の次に四]攝事の章節があり、[そして]四攝事は利他を行ずるのである」。<sup>(2)</sup>

<sup>(1)</sup> Cf. 長尾 2009 p.94,注 1.

<sup>(2)</sup> Cf. MSAT D130a4-5; P146b3-5: pha rol tu phyin pa'i skabs kyi 'og tu bsdu ba'i dños po'i skabs yin te. 'di'i 'brel ba gañ yin žé na. pha rol tu phyin pa la sbyor ba ni byañ chub sems dpa'i sañs rgyas kyi chos yoñs su rdsogs par byed pa yin pas rañ gi don to. bsdu ba'i dños po rnams ni gžān gyi don to. de'i phyir bsdu ba'i dños po'i skabs te, bsdu ba'i dños po bžis gžān gyi don byed do.

上の文は、無性釈の中、波羅蜜章の直後、四摂事章の冒頭の文である<sup>(3)</sup>。ところが、安慧釈では、四摂事の冒頭の部分が欠落しており<sup>(4)</sup>、残念ながら、上の無性釈のような、波羅蜜と四摂事との関係についての明快な文はない。安慧釈の中に、それに近い文を示すとすれば、本稿で翻訳する最後の部分である。それは次の文である：

「このように、六波羅蜜を成就することにより自己を成熟させた菩薩は、四摂事(catuhśamgrahavastu)によって、他の諸衆生をも成熟させ[て利益す]ことができる。従って、「彼は[このようにして]諸衆生達を援護包容する(摂事)ものなり」(v.79d: sa sattvagāṇasya samgrhitā.)と言う。波羅蜜と、それを使ったかの菩薩が、四摂事によって、衆生を成熟させ[て利益す]る、という意味である」<sup>(5)</sup>。

MSA 第 16 章については、長尾雅人博士による徹底した研究、即ち、長尾 2009 があり、本稿は大いにこれに基づいている。博士はそこで、世親釈の原文と和訳を提示し、さらに安慧と無性(Asvabhāva)の両注釈を十分に参照されており、思想的にはすでに解明されていると言えるが、大乗思想、殊には六波羅蜜そして四摂事の重要性に鑑み、ここにあえて安慧釈の和訳を提示するものである。<sup>(6)</sup>

<sup>(3)</sup> チベット訳の無性釈(MSAT)では、MSA の波羅蜜章が第 16 章、四摂事章が第 17 章である。しかし、チベット訳の安慧釈(MSAVBh)では、四摂事は第 16 章波羅蜜章に含まれ、その最後の部分に位置している。

<sup>(4)</sup> Cf. 長尾 2009 p.88,注 7; p.94,注 1. 本稿の翻訳の冒頭部分とその脚注に詳細あり。

<sup>(5)</sup> 本稿の最後の部分参照。

<sup>(6)</sup> 筆者には、『瑜伽師地論(Yogācārabhūmi)』の中の『菩薩地(Bodhisattvabhūmi)』に説かれる波羅蜜についての研究があり（第 9 章「施品」、第 11 章「忍品」、第 12 章「精進品」、第 13 章「靜慮品」、第 14 章「慧品」の原典研究がそれぞれ、矢板 2008、矢板 2019、矢板 2020、矢板 2011、矢板 2021）、また、『大乗莊嚴經論』の布施品についての研究もある（安慧釈と無性釈の研究が矢板 2022、矢板 2023）。

## 参考文献及び略号

### <一次文献>

- D sDe dge edition of the Tibetan Tripitaka. 『デルゲ版チベット大藏經 東京大学文学部所蔵』.
- P Peking edition of the Tibetan Tripitaka. 『影印北京版西藏大藏經』
- MSA Mahāyānasūtrālamkāra. See 長尾 2009.
- MSA<sub>Tib</sub> D No. 4020, P No. 5521.
- MSABh Mahāyānasūtrālamkārabhāṣya (Vasubandhu). See 長尾 2009.
- MSABh<sub>Tib</sub> D No. 4026, P No. 5527.
- MSAVBh Mahāyānasūtrālamkāravṛttibhāṣya (Sthiramati). D No. 4034, P No. 5531.
- MSAT Mahāyānasūtrālamkāraṭīkā (Asvabhāva). D No. 4029, P No. 5530.

### <二次文献>

- 長尾 2009 長尾雅人『「大乗莊嚴經論」和訳と註解 — 長尾雅人研究ノート — (3)』長尾文庫。
- 矢板 2007 矢板秀臣「菩薩の悲(karuṇā) — 『大乗莊嚴經論』安慧釈和訳一」(成田山仏教研究所紀要 第 30 号, pp. 103-153)。
- 矢板 2008 同「菩薩の布施 — 『菩薩地』布施品の研究一」(成田山仏教研究所紀要 第 31 号, pp. 157-207)。
- 矢板 2011 同「菩薩の瞑想 — 『菩薩地』静慮品の研究一」(成田山仏教研究所紀要 第 34 号, pp. 79-105)。
- 矢板 2019 同「菩薩の忍 — 菩薩地『忍品』の研究一」(成田山仏教研究所紀要 第 42 号, pp. 31-61)。
- 矢板 2020 同「菩薩の精進 — 菩薩地『精進品』の研究一」(成田山仏教研究所紀要 第 43 号, pp. 27-50)。
- 矢板 2021 同「菩薩の智慧 — 菩薩地『慧品』の研究一」(成田山仏教研究所紀要 第 44 号, pp.19-35)。
- 矢板 2022 同「安慧の布施釈 — 『大乗莊嚴經論』安慧釈の和訳 一」(成田山仏教研究所紀要 第 45 号, pp.19-32)。
- 矢板 2023 同「無性の布施釈 — 『大乗莊嚴經論』無性釈の和訳 一」(成田山仏教研究所紀要 第 46 号, pp.53-62)。

## <安慧釈和訳>

### 第 72 偶(v.72)<sup>(7)</sup>

(D43b2,P50b6) (8) 「[他者に受領させたのと同じ土俵に]自分も隨順することにより[同事を行うの]である、考えられる」(v.72d: svānuvṛttibhir iṣyate)

というこの[語句]により四撰事(catuḥsaṃgrahavastu)の定義を説いている。四撰事のうち、布施(dāna)なる撰事は、六波羅蜜の中で布施波羅蜜の定義が説かれたのと同じ意味である。従って、ここ(v.72)では[布施については]説かれていない。そして、これより、愛語(priyavāditā)と利行(arthacaryā)と同事(samānārthatā)の三[撰事]の定義が説かれるのである。

布施から般若(prajñā)までの六波羅蜜の自相("svalakṣaṇa)と共相("sāmānyalakṣaṇa)を他者に説くこと、これが愛語(priyavāditā)の定義である。六波羅蜜を衆生に献上するのである。

六波羅蜜を[衆生に]提示して、六波羅蜜を実行させるのが利行(arthacaryā)の定義である。

波羅蜜を衆生に提示して実行させるその六波羅蜜を自分自身も隨順し、[その衆生と同じように波羅蜜を]自分自身も行するのが同事(samānārthatā)の定義である。<sup>(9)</sup>

四撰事(catuḥsaṃgrahavastu)の定義は[第 72 偶において]このように説かれたということである。

[世親釈に言う]「[六]波羅蜜を表しているから(pāramitānām grahanāt)」<sup>(10)</sup>  
(MSABh ad v.72)とは、[ここ(MSA 16 章)は][六]波羅蜜を解説している章節である

<sup>(7)</sup> v.72: dānam samam priyākhyānam arthacaryā samārthatā/ taddeśanā samādāya svānuvṛttibhir iṣyate // 「布施は[直前に説かれた六波羅蜜のうちの第一の布施と]同じであり、[その布施に加えて]愛語と利行と同事と[で四撰事]である。[まず愛語とは]それ[即ち、衆生に波羅蜜]を説くことであり、[その波羅蜜を衆生に]受領させて[利行を行うの]であり、[衆生に波羅蜜を受領させると同じ土俵に]自分も隨順することにより[同事を行うの]である、と考えられる。」

<sup>(8)</sup> 四撰事についての安慧釈は、ここから、即ち、v.72cd の箇所から始まっている。その前の部分は抜け落ちている。長尾博士によると、vv.68-72ab に対する安慧釈チベット訳が欠けている。Cf. 長尾 2009 p.88,注 7; p.94,注 1.

<sup>(9)</sup> Cf. MSABh ad v.72: samānārthatā yatra param samādāpayati tatra svayam anuvṛttih. (長尾 2009 p.94,9-10) 「同様の利益あること(= 同事)とは、他者に[六波羅蜜を]受領させた(= 利行)その同じ状況に自分も隨順して[行動して]いる、ということである。」

<sup>(10)</sup> Cf. MSABh ad v.72: tacchabdena pāramitānām grahanāt pāramitādeśanā ... (長尾 2009 p.94,9) 「[第 72 偶 c 句の]『それ』という語によって[六]波羅蜜を表しているから、[『それを説くこと』とは六]波羅蜜を説くことであり、...」。

から、[六]波羅蜜に関する様々な性質を説くのが愛語である、という意味である。

### 第 73 偲(v.73)<sup>(11)</sup>

(D43b6;P51a4) 四攝事は何故「四」と言われるのか、という[問題]について、[第73 偲(v.73)]がある。[直前の第72 偲で][四]攝事の定義を述べた後、四攝事という[四という]数を限定するのは何故かと、数についての[考察を]行うのである。

「五攝事」などとして[四より]多い数を言わず、また、「三攝事」などとして[四より]少ない数を言わずに、「四」の数だけを言うのは何故か、という意味である。

(D44a1) 「これら[四攝事]は他者に対しての方便(upāya)であり<sup>(12)</sup>、即ち、[まず第一の布施(dāna)は他者に]恩恵を与える(anugraha)[方便]であり、[第二の愛語(priyavāditā)は不理解の他者を]理解させる(grāhaka)[方便]であり、[第三の利行(arthacaryā)は他者に対しての善行を]起こさせる(pravartaka)[方便]であり、[第四の同事(samānārthatā)は他者を自己に]隨順させる(anuvartaka)[方便]である。[以上が][四]攝事であると知るべきである」。(v.73)

即ち、[四]攝事は、教化に進まない衆生を教化に進ませ、教化に進んだ[衆生]を成熟させ、成熟せる[衆生]を解脱させる方便である。

この場合の方便は四種である。それは何か。(1)[衆生恩恵を与え]利益する(anugrāhaka)ための方便[、即ち、布施]と、(2)[衆生を]理解させる(grāhaka)ための方便[、即ち、愛語]と、(3)[衆生に善行を]起こさせる(pravartaka)ための方便[、即ち、利行]と、(4)[その衆生に自己を]隨順させる(anuvartaka)方便[、即ち、同事]である。

このように方便が四つあるから、攝事(samgrahavastu)もまさに四つであり、それ以上でもなく、それ以下でもない、という意味である。

<sup>(11)</sup> v.73: upāyo 'nugrahakaro grāhako 'tha pravartakah/ tathānuvartako jñeyaś catuhsamgrasha-vastukah // 「四攝時は[他者に対しての]方便であり、即ち、[まず第一の布施(dāna)は他者に]恩恵を与える(anugraha)[方便]であり、[第二の愛語(priyavāditā)は不理解の他者を]理解させる(grāhaka)[方便]であり、[第三の利行(arthacaryā)は他者に対しての善行を]起こさせる(pravartaka)[方便]であり、[第四の同事(samānārthatā)は他者を自己に]隨順させる(anuvartaka)[方便]である、と知るべきである」。次注も参照。

<sup>(12)</sup> de dag pha rol rnames kyi thabs. この部分は、第73 偲の梵文とそのチベット訳とは異なっている。この内容の文は、後者にはなく、また、世親釈の梵文とそのチベット訳にもない。Cf. 長尾 p.96, 注2.

(D44a3,P51b1) (1) その中で、〔衆生に恩恵を与える〕利益する(anugrāhaka)ための方便とは、布施(dāna)である。食物(\*anna)や衣類(\*vastra)などを布施することによって、衆生の飢餓(\*kṣudhā)や冷寒(\*śīta)などは無くなるから、衆生の体が利益されるのである。

(2) [衆生を]理解させる(grāhaka)ための方便が、愛語(priyavāditā)である。理解させることと覺知させる(\*avabodhaka)こととは同じ意味である。即ち、[六]波羅蜜の自相(svalakṣaṇa)と共相(sāmānyalakṣaṇa)とを説いても、波羅蜜の実相を理解せず、誤解し、疑問視する人々に、愛語により[説明すれば]、[彼らは]容易に波羅蜜の実相について錯乱せず[理解する]から、[愛語は衆生を]理解させる(grāhaka)方便なのである。

(3) [衆生に六波羅蜜の行を]起こさせる(pravartaka)ための方便が、利行(arthacaryā)である。[六]波羅蜜について無知な人や疑惑をもつ人々の無知と疑惑を排除し、また波羅蜜の[真の]意味を認知している人々にも波羅蜜を実施させ、波羅蜜を実施する[、即ち、波羅蜜の行を]起こさせる(pravartaka)方便[、それが利行]である。

(4) [利行に応じた衆生に自分自身を]隨順させる(anuvartaka)方便が、同事(samānārthatā)である。[菩薩は、人は]善根(kuśalamūla)を基に心に生じた善によって絶えず常に活動するのであるから、自分もこの[六]波羅蜜を実行し、それによって自分が成就して、そして衆生にも波羅蜜を行わせよう、と考える。<sup>(13)</sup>こうして行うのが最高だ、と考えて、衆生達に、努力して波羅蜜を成就させるのである。

(D44b1) 「世親釈に」「教導する[菩薩]を、言った言葉通りに実行する者であると知つて」(yathāvāditathākāriṇam hi samādāpakaṁ viditvā)などとあるが<sup>(14)</sup>、菩薩は「波羅蜜の諸法は最高であり最上であるから、実行するのが正しい」と言い、そして波羅蜜を心に浮かべた彼ら衆生達は、「菩薩[自身]の言葉で言った通りに菩薩は[実際に]実行する」と知って、衆生達も努力して波羅蜜を実行する。従つて、衆生に[波羅蜜を]実行するようにさせるために、自分に波羅蜜を実行させることが、[衆生に自己を]隨順させる(anuvartaka)方便である、ということである。

<sup>(13)</sup> 原文ではここに pha rol tu phyin pa dge ba gañ la bdag cag bkod pa'i pha rol tu phyin pa de la byañ chub sems dpa' ñid kyañ de la sgrub pas na bya ba 'di(D 'dis) ni とあるが、筆者には意味不明解であるため、訳していない。

<sup>(14)</sup> Cf. MSABh ad v.73 (長尾 p.95,12-13): yathāvāditathākāriṇam hi samādāpakaṁ viditvā yatra kuśale tena pravartitāḥ pare bhavanti tad anuvartante. 「教導する[菩薩]を、言った言葉通りに実行する者であると知つて、他者達は、善なるところで彼(=菩薩)に従つて進行し、彼(=菩薩)に隨順する」。

### 第 74 僥(v.74)<sup>(15)</sup>

(D44b4; P52a3) 「第一[の布施]によって[法の]器たるものとなり」(v.74a)  
 等々の一偈(v.74)によって、四摶事(catuḥsamgrahavastu)の[実際の]行いが説かれる。

[四摶事]のうち、第一に、[衆生を][六]波羅蜜を成就するに[ふさわしい]器(bhājana)とさせるのが、布施(dāna)である。菩薩は、布施によって衆生に恩恵を与える(anugraha)のであるが、菩薩が衆生に善[法]を行った通りに衆生は善[法]を得るので、[菩薩の]布施の行いは、衆生を[法を得る]器たるものとさせるのである。

「第二[の愛語]によって[法への]信心が起こり」(v.74b)  
 という。第二とは愛語(priyavādīta)である。愛語によって、[六]波羅蜜と融合した諸法への信心が起こる。どのようにか、と言えば、[六]波羅蜜の真相について不理解で、誤解し、疑問視している人々に対して、[菩薩は][六]波羅蜜の真相を正確に説明し、不理解と誤解と疑問視を排除し、[六]波羅蜜に準じた諸法への信心・淨信(\*śraddhā)を起こさせるからである。

「第三[の利行]によって[法に準じた]修行が[行われ]」(v.74c)  
 という。第三とは利行(arthacaryā)である。利行によって、[法に準じた、衆生の]修行がある。[六]波羅蜜が[衆生により法に準じて]行じられると、衆生は[悟りに向かって大いに]前進するからである。

(D45a1; P52b1) 「第四[の同事]によって[その修行の]浄化が[生じる]」(v.74d)  
 という。第四とは同時(samānārthatā)であり、これによって[その修行は]浄化されるのである。どのようにかと言えば、衆生が波羅蜜を成就すると、堅固不動となるので、彼自身、[六]波羅蜜を長い間成就するのである。衆生のために長期にわたり[菩薩]自身が[六]波羅蜜を成就して、[六]波羅蜜の真相を潔癖に洗い清め[修行する]のである、という意味である。

### 第 75 僥(v.75)<sup>(16)</sup>

<sup>(15)</sup> v.74: ādyena bhājanibhāvo dvitīyenādhimucyanā/ pratipattis trtīya caturthena viśodhanā//  
 「第一[の布施]によって[法の]器たるものとなり、第二[の愛語]によって[法への]信心が起こり、第三[の利行]によって[法に準じた]修行が[行われ]、第四[の同事]によって[その修行の]浄化が[生じる]」。

<sup>(16)</sup> v.75: catuḥsamgrahavastutvam̄ samgrahadvayato matam / āmiṣenāpi dharmenā dharmenā-lambanādinā // 「四摶事(catuḥsamgrahavastu)たることは二種の包容(samgraha)によると考えられる。即ち、物質と法とによる。法によるとは対象等によるのである。」

(D45a2; P52b3) 「四摂事(catuhsamgrahavastu)たることは二種の包容(摂、 samgraha)によると考えられる。即ち、物質と法とによる。法によるとは対象等によるのである」

という[第 75]偈によって、四摂事は二つの意味を含んでいると説かれている。世尊(bhagavat)は或る經典においては「四摂事」を説き、或る[經典]においては「二摂事」を説いている<sup>(17)</sup>。「四摂事」と説いていても、それは二種類の摂事が意味されているのである。二つの摂事とは、物質(āmiṣa)による包容と、法(dharma)による包容とである。

そのうち、布施(dāna)による摂事(samgrahavastu)は、物質(āmiṣa)による包容(摂、 samgraha)に含まれ<sup>(18)</sup>、そして、<sup>(1)</sup>愛語(priyavāditā)と<sup>(2)</sup>利行(arthacaryā)と<sup>(3)</sup>同事(samānārthatā)とによる三[摂事]は、法(dharma)による包容に含まれる<sup>(19)</sup>。

(D45a5; P52b6) [その]三[、即ち<sup>(1)</sup>愛語、<sup>(2)</sup>利行、<sup>(3)</sup>同事]は如何なる法(dharma)による包容(摂、 samgraha)であるのか、と言えば<sup>(20)</sup>、[次の]三種の法による、即ち[、それぞれ]、(1)対象(ālambana)としての法、(2)正行(pratipatti)としての法、(3)それの清浄(tadviśuddhi)としての法、[の三種]による。

そのうち、(1)対象としての法は、六波羅蜜(śatpāramitā)を[説いて]有する經典等であり、対象(ālambana)としての法[即ち、その經典]の中に<sup>(1)</sup>愛語(priyavāditā)は含まれる。どのようにか、と言えば、<sup>(1)</sup>愛語により[六]波羅蜜の法が説き示されるからである。

(2)正行(pratipatti)としての法は、[衆生が]六波羅蜜を受用して行ずるようにするのである。その中に<sup>(2)</sup>利行(arthacaryā)は含まれている。どのようにか、と言えば、利行により、衆生は[六]波羅蜜を完成させるからである。

(3)[それの]清浄(tadviśuddhi)としての法は、[六]波羅蜜から慳貪(mātsarya)等の障礙を断ずるのである。その中に<sup>(3)</sup>同事(samānārthatā)は含まれる。

<sup>(17)</sup> Cf. MSABh ad v.75 (長尾 p.97,18-19): yad apy anyatsamgrahavastudvayam uktam bhagavatā, āmiṣasamgraho dharmasamgrahaḥ ca. tābhyaṁ etāny eva catvāri samgrahavastūni samgrhitāni. 「世尊は、物質(āmiṣa)による包容(摂、 samgraha)と、法(dharma)による包容という、別なる二種の摂事を説いているが、その二種[の摂事]によって、まさにこれらの四摂事が包摂されている」。

<sup>(18)</sup> Cf. MSABh ad v.75, D210a7: dañ po ni zañ zañ gis bsdu bas so 「物質による包容によって第一の[布施]が[包容される]」。Cf. 長尾 p.97,19: āmiṣasamgrahena prathame.

<sup>(19)</sup> Cf. MSABh ad v.75 (長尾 p.97,19-20): dharmasamgrahenāvaśiṣṭāni. 「法による包容によって、それ以外の[愛護、利行、同事]が[包容される]」。

<sup>(20)</sup> Cf. MSABh ad v.75 (長尾 p.97,20-21): tāñ punas trividhena dharmeṇa, ālambanadharmeṇa pratipattidharmeṇa tadviśuddhidharmeṇa ca yathākramam.

第 76 偲(v.76)<sup>(21)</sup>

(D45a7; P53a2) 「種類別に[分けて]みれば、[包容(摂、samgraha)は]劣、中、上[の行いに]」 (v.76a<sup>1</sup>d)<sup>(22)</sup>

等々という一偈[即ち、第 76 偲]により、四摂事(catuhśamgrahavastu)の種類を説くのである。

このうち、[三乗のうちの]声聞(srāvaka)達の四摂事を「劣(hīna)」と言う。利他('parārtha)[の行]を行わないからである。独覺(pratyekabuddha)の四摂事を「中(madhyā)」と言う。淨信(prasāda)などの中根(madhyendriya)を持つからである。諸菩薩の四摂事は「上(uttama)」である。自利(\*svārtha)と利他とを勤修するからである。

また、菩薩が四摂事によって[衆生を]包容(摂、samgraha)し、[衆生を]声聞の乗り物(声聞乗)に[導いて]莊嚴する場合、その四摂事は「劣(hīna)」である。[菩薩が]四摂事によって衆生を包容(摂、samgraha)し、[衆生を]独覺の乗り物(独覺乗)に[導いて]莊嚴する場合、その四摂事は「中(madhyā)」となる。四摂事によって衆生を莊嚴し、大なる乗り物(大乗)に[導いて]莊嚴すると、その四摂事は「上(uttama)」となる。

「包容(摂、samgraha)は、概して、無益と有益と全面的な有益[、の三つ]であると、知るべきである」(v.76a<sup>3</sup>bc)という。

信解行地(adhimukticaryābhūmi)に住する諸菩薩が四摂事によって衆生を包容(摂、samgraha)し成熟させるなら、「[その包容(摂、samgraha)は]概して未熟である<sup>(23)</sup>。<sup>(24)</sup>法の真実をまだ理解せず、衆生の意樂("āsaya)は未知であれば、[包容(摂、samgraha)は]概して無意味であろう。

初地から第七地までの菩薩は、四摂事によって衆生を成熟させるから、概して異熟であるが、わずかに未熟であるから、「[包容(摂、samgraha)は]概して有益(avandhya)である」ということであり、概して有意義である、という意味である。

<sup>(21)</sup> v.76: hīnamadhyottamaḥ prāyo vandhyo 'vandhyāś ca samgrahāḥ/ avandhyāḥ sarvathā caiva jñeyo hy ākārabhedataḥ// 「種類別に[分けて]みれば、包容(samgraha)は劣、中、上の行い[に分けられる]のであり、概して、無益と有益と全面的な有益[、の三つ]であると、知るべきである。」

<sup>(22)</sup> D45b7; P53a2: rnam dbye tha ma dañ ni bar ma mchog.

<sup>(23)</sup> Cf. MSABh. ad. v.76 (長尾 2009 p.98,15): prāyena vandhyo 'dhimukticaryābhūmau. 「信解行地においては、概して、無益である。」

<sup>(24)</sup> ここに次の文があるが、筆者には不明解。D45b5; P53b8: chuñ śas śig smin par 'gyur bas phal cher stonis pa žes bya ba(P om.) ste.

第八地、第九地、第十地の菩薩は、四摂事によって衆生を包容(摂、*samgraha*)し成熟させ、[自己を]成熟させるのと同じように一切[衆生]を成熟させる。一人も見捨てることなく[成熟させる]から、「全面的な有益(*avandhyah sarvathā*)」と知られるべきである。

### 第 77 偲(v.77)<sup>(25)</sup>

(D45b7;P53b4) 「人々の統率に従事する者はこの方法(*vidhi*)[即ち、四摂事]に依拠するものである。あらゆる者がいかなる利益をも成就するための[方法]であり、そしてそれが[あらゆる者の]幸福のための方便(*upāya*)である、と称讃されるものである」

という[第 77]偈によって、四摂事(*catuhśamgrahavastu*)が衆生に[幸福を]成就させるための方便(*upāya*)である、と理解される。菩薩は[仏教徒である]四衆(*catus-pariṣat*)を包容(摂、*samgraha*)し成熟させるのであるが、実に摂事というこの方法に依拠するのであり、この方便によって[衆生を]成熟させるのである。衆生を成熟させるためには、この方便を除いて他にない。

どういうことかと言えば、四摂事[こそ]が一切衆生の利益を成就させるものであり、従って、衆生の利益を成就させる最良の方便は四摂事である、と諸如来が称讃して説いている、ということである。

### 第 78 偲(v.78)<sup>(26)</sup>

(D46a3;P53b8) まさに[以上のこと]を明白に説明するために、次の偈(v.78)が、[次のように]説いている：

「すでに包容(摂、*samgraha*)された[衆生]、これから包容されるであろう[衆生]、そして今、包容されつつある[衆生]、これらすべて[の衆生]が以上のようにである。従って、それが衆生成熟のための道である」(v.78)

<sup>(25)</sup> v.77: *parṣatkarṣanaprayuktair vidhir eṣa samāśritah/ sarvārthaśiddhau sarveṣāṁ sukhopāyaś ca śasyate//* 「人々の統率に従事する者達はこの方法[即ち、四摂事]に依拠するものである。あらゆる者がいかなる利益をも成就するための[方法]であり、そしてそれが[あらゆる者の]幸福のための方便である、と称讃されるものである」。

<sup>(26)</sup> v.78: *saṃgrhitā grahīṣyante saṃgrhyante ca ye 'dhunā/ sarve ta evam tasmāc ca vartma tat sattvapācane //* 「すでに包容(摂、*samgraha*)された[衆生]、これから包容されるであろう[衆生]、そして今、包容されつつある[衆生]、これらすべて[の衆生]が以上のようにである。従って、それが衆生成熟のための道である」。

過去の仏陀と諸菩薩が一切衆生を包容(攝、*samgraha*)したが、四攝事に依拠しつつ包容し成熟させたのである。また、未来の仏陀と諸菩薩が一切衆生を包容し成熟させるのも、この[四]攝事に依拠しつつ包容し成熟させていくのである。また、現在の仏陀と諸菩薩が衆生を包容し成熟させるのも、この[四]攝事に依拠しつつ包容し成熟させていくのである。従って、これら四攝事は衆生を成熟させるための唯一の道(\*mārga)であり唯一の方法(\*yāna)である。以上は、衆生救済のためには[四攝事]以外に方法はない、という意味である。

### 第 79 偲(v.79)<sup>(27)</sup>

(D46a7:P54a5) 六波羅蜜(satpāramitā)と四攝事(catuhsamgrahavastu)とを説くことの結論的な意味を説くために、

「以上のように、常に財物に執着せず(itī satatam asaktabhoga-)」(v.79a)  
などという[第 79]偈が説かれた。[その中の]「以上のように(itī)」とは、[これまで]上述されてきたように、という意味である。

菩薩は、布施波羅蜜(dānapāramitā)を具足しているから、財物(bhoga)に対して常に(satatam)執着しない(asakta)智慧(buddhi)を具えている、ということである。いかなる財物に対しても執着する心が[菩薩には]生じないからである。

[菩薩は]持戒波羅蜜(silapāramitā)を具足しているから「静寂(sama)」である。[一般では]貪欲(rāga)等が原因となって殺生(\*prāṇātipāta)等の行動を抑えられなくなる[が、菩薩はそうではない]からである。

[菩薩は]忍辱波羅蜜(kṣāntipāramitā)を具足しているから「制御(yamana)」[を具えている]」といふ。瞋恚(dveṣa)によって心が動じないよう、制御されているからである。

[菩薩は]精進波羅蜜(viryapāramitā)を具足しているから、「努力により彼岸へ[行く]」(\*udyamapāraga)と言われる。精進波羅蜜により、究竟(\*niṣṭhāgati)に到達するからである。

[菩薩は]禪那波羅蜜(dhyānapāramitā)を具足することによって、「[自己自身]確立している」(\*sthitātmā)と言う。心が外に散乱せず、心一境性(\*ekāgratā)に達しているからである。

---

(27) v.79: itī satatam asaktabhogabuddhiḥ śamayamanodyamapāragaḥ sthitātmā / bhavaviṣaya-nimittanirvikalpaḥ bhavati sa sattvaganasya samgrhitā // 「以上のように、[かの菩薩は、布施波羅蜜により]常に智が財物に執着することなく、[持戒、忍辱、精進の波羅蜜により、即ち]静寂と制御と努力とによって彼岸に行き、[禪定波羅蜜により]自己自身確立しており、[般若波羅蜜により]存在と対象の相につき無分別である。[このようにして]彼は諸衆生達を援護包容(攝事)するのである」。

そして[菩薩は]般若波羅蜜(*prajñāpāramitā*)を具足することによって、  
「存在と対象の相につき無分別である」(*bhavavisayanimittanirvikalpah*, v.79c)  
と言う。[この偈文の言葉のうち]「存在(*bhava*)」は内的な物で、五蘊(*pañcaskandha*)  
(=色・受・想・行・識)であり、「対象(*viṣaya*)」は外的事物で、色(*rūpa*)などであり、  
「相(*nimitta*)」は外的・内的の両方の存在である。自在(*svatantra*)には成就しない  
他の諸衆生たちにつき、存在[や対象など]として「分別しない[即ち、無分別  
(*nirvikalpa*)]」であり[無分別に利益する]、という意味である。

このように、六波羅蜜を成就することにより自己を成熟させた菩薩は、四攝  
事(*catuhśamgrahavastu*)によって、他の諸衆生をも成熟させ[て利益す]ことができる。  
従って、

「彼は[このようにして]諸衆生達を援護包容する（攝事）ものなり」(*sa sattva-gaṇasya samgrhitā*, v.79d:.)

と言う。波羅蜜と、それをえたかの菩薩が、四攝事によって、衆生を成熟さ  
せ[て利益す]る、という意味である。

[以上で MSA 第 16 章]波羅蜜の章を終わる。(D46b6,P54b6)